

山梨県公報

第五十九号

令和元年

十二月十九日

木曜日

目次

○保安林の指定の解除の予定	四二一
○家畜伝染病の発生	四二一
○道路の供用開始	四二一
○建築基準法に基づく道路位置指定	四二一
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	四二二
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	四二二

公安委員会

告示

山梨県告示第五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 解除に係る保安林の所在場所 都留市大野字一杯窪三五二三(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 解除の理由 道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第五十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和元年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	六	北杜市	令和元年十二月三日

山梨県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から令和二年一月九日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	北杜富士見線	北杜市大泉町谷戸字並木上八 九九三番一地从先から 北杜市大泉町谷戸字並木上八 九九三番一地从先まで	八六・五	令和元年十二月十九日

山梨県告示第五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和元年十二月十二日
- 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字土手下千六番四
- 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 指定道路の延長 六十八・四二メートル

公告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）ダイレックス徳行店 山梨県甲府市徳行一丁目三十六番一外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和元年八月五日
- 四 意見の概要
 - 1 交通安全対策の実施
 - 2 騒音対策の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和二年一月二十日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第九十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和元年十二月十九日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一中

五〇	南巨摩郡南部町富士一、八九三番地一先（国道五二一と富沢ICアクセス路との丁字路交差点）	富沢IC入口	平成三〇年十二月二七日 告示第一六〇号
----	---------------------------------------------	--------	------------------------

を

五〇	南巨摩郡南部町富士一、八九三番地一先（国道五二一と富沢ICアクセス路との丁字路交差点）	富沢IC入口	平成三〇年十二月二七日 告示第一六〇号
五一	南巨摩郡身延町角打二、六三五番地二先（県道富士川身延線と町道との十字路交差点）	身延山IC入口	令和元年十二月一九日 告示第九二号

に、

一八三	甲州市塩山下於曾二三九番地一先（国道四一一号と市道との十字路交差点）	下於曾東	平成三〇年十二月二七日 告示第一六〇号
-----	------------------------------------	------	------------------------

を

一八三	甲州市塩山下於曾二三九番地一先（国道四一一号と市道との十字路交差点）	下於曾東	平成三〇年十二月二七日 告示第一六〇号
一八四	甲州市勝沼町等々力一、四三〇番地先（国道四一一号と市道との十字路交差点）	等々力北	令和元年十二月一九日 告示第九二号

に、

八九	南都留郡河口湖町船津九九一番地の一先（町道駅前通り線と町道登山道との五差路交差点）	北富士農協西	平成一五年七月二四日 告示第五一号
----	-------------------------------------------	--------	----------------------

を

八九	南都留郡富士河口湖町船津九九一番地一先（町道同士の五差路交差点）	船津小学校西	令和元年十二月一九日 告示第九二号
----	----------------------------------	--------	----------------------

に、

一一九	南都留郡河口湖町船津六、七、三八番地の一五二先（県道青木ケ原河口湖線と町道三、〇三六号線との丁字路交差点）	河口湖交番前	平成二十二年二月一四日 告示第五一号
-----	-------------------------------------------------------	--------	-----------------------

一一九	南都留郡富士河口湖町船津六、七一三番地先（県道青木ケ原河口湖線と町道との丁字路交差点）	大池公園南	令和元年二月一九日 告示第九二号
-----	---------------------------------------------	-------	---------------------

一七五	南都留郡富士河口湖町勝山四、八八二番地先（県道鳴沢富士河口湖線と町道との十字路交差点）	勝山北	平成三〇年二月二七日 告示第一六〇号
-----	---------------------------------------------	-----	-----------------------

一七五	南都留郡富士河口湖町勝山四、八八二番地先（県道鳴沢富士河口湖線と町道との十字路交差点）	勝山北	平成三〇年二月二七日 告示第一六〇号
一七六	富士吉田市小見見四丁目七番一三号先（市道同士の十字路交差点）	明見第二駐在所北	令和元年二月一九日 告示第九二号
一七七	富士吉田市上吉田四、五九八番地五先（市道同士の十字路交差点）	富士吉田IC	令和元年二月一九日 告示第九二号

別表第三の七二七の項を次のように改める。

七二七	市道	甲府市桜井町二二三七番地先（桜井交差点）から甲府市和戸町一、二一五番地先	車両（軽車、二輪、除く） 土曜、日曜、休日、除く	甲府 令和元年二月一九日 告示第九二号
-----	----	--------------------------------------	-----------------------------	---------------------------

	(甲)運小学校入口交差点)までの間(六五〇メートル)		
		前七時五分から前八時十分の間	

別表第三の七二九の項の次に次のように加える。

七三〇	市道	富士吉田市小見見四丁目六番五七号先（市道同士の十字路交差点）から富士吉田市小見見四丁目七番一三号先（明見第二駐在所北交差点）までの間（一八〇メートル）	大型自動車、自 動車、特 殊、自 動中 型特 定車	終日	富士 吉田	令和元年二月一九日 告示第九二号
-----	----	-----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	----	----------	---------------------

別表第四の八五の項を次のように改める。

八五	県道大 善薩嶺 塩山停 車場線	甲州市塩山上於曾一、七四九番地先(旧第一青梅街道踏切北側)から甲州市塩山上於曾一、七五二番地先(県道同士の交差点)までの間(三三〇メートル)	車両（軽車、二輪、除く）	車両進 行北か 行南へ	日下 部	令和元年二月一九日 告示第九二号
----	--------------------------	------------------------------------------------------------------------	--------------	-------------------	---------	---------------------

別表第四の一〇〇の項を次のように改める。

一一〇	市道	甲府市丸の内二丁目四番二〇号先(主要地方道甲府斐崎線と市道との丁字路交差点)から甲府市丸の内二丁目一八番七号先(市道同士の十字路交差点)までの間(二八〇メートル)	車両（軽車、二輪、除く）	車両進 行北か 行南へ	甲府	令和元年二月一九日 告示第九二号
-----	----	-----------------------------------------------------------------------------------	--------------	-------------------	----	---------------------

別表第五の一八二の項を次のように改める。

一八二	削除				甲府	令和元年二月一九日
-----	----	--	--	--	----	-----------

別表第十六の三、五八二の項を次のように改める。

三、五八二	削除	南甲府	令和元年二月 告示第九二号
-------	----	-----	------------------

別表第十六の三、五八三の項を次のように改める。

三、五八三	削除	南甲府	令和元年二月 告示第九二号
-------	----	-----	------------------

別表第十六の一、七九二の項を次のように改める。

一、七九二	削除	富士吉	令和元年二月 告示第九二号
-------	----	-----	------------------

別表第十六の一、七九三の項を次のように改める。

一、七九三	削除	富士吉	令和元年二月 告示第九二号
-------	----	-----	------------------

別表第十六の一、八七四の項を次のように改める。

一、八七四	削除	富士吉	令和元年二月 告示第九二号
-------	----	-----	------------------

別表第十六の一、八七五の項を次のように改める。

一、八七五	削除	富士吉	令和元年二月 告示第九二号
-------	----	-----	------------------

別表第十六の一、〇〇四の項の次に次のように加える。

一一、〇〇五	市道	南甲府	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇〇六	市道	南アル	令和元年二月

中央市馬籠九四二番地一先
(主要地方道甲府市川三郷線
と市道との十字路交差点・東
進車両)

別表第二十四の三〇の項の次に次のように加える。

一一、〇一六	市道	上野原市大野四、八〇四番地 先(市道同士の丁字路交差 点・南進車両)	上野原	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇一五	談合坂 S I C 流出ラ ンブ線	上野原市大野六、二六四番地 二先(談合坂S I C流出ラン プと市道との丁字路交差点・ 南進車両)	上野原	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇一四	町道	南都留郡富士河口湖町精進五 一四番地八先(国道一三九号 と町道との十字路交差点・北 進車両)	富士吉	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇一三	市道	山梨市正徳寺三八九番地一先 (市道同士の丁字路交差点・ 東進車両)	日下部	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇一二	農道	笛吹市御坂町尾山三〇五番地 一先(農道同士の十字路交差 点・西進車両)	笛吹	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇一一	農道	笛吹市御坂町尾山四七七番地 先(主要地方道白井甲州線と 農道との十字路交差点・南進 車両)	笛吹	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇一〇	農道	北杜市明野町浅尾四、二〇四 番地先(農道同士の丁字路交 差点・西進車両)	北杜	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇〇九	市道	甲斐市大笹四八三番地三先 (県道島上条宮久保絵見堂線 と市道との十字路交差点・東 進車両)	北杜	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇〇八	市道	甲斐市大笹四八八番地一先 (県道島上条宮久保絵見堂線 と市道との十字路交差点・西 進車両)	北杜	令和元年二月 告示第九二号
一一、〇〇七	市道	南アルプス市田島一、〇八三 番地一先(市道同士の十字路 交差点・南進車両)	南アル プス	令和元年二月 告示第九二号
		番地一先(市道同士の十字路 交差点・北進車両)	プス	告示第九二号

三一	主要地 方道甲 府山梨 線	甲府市丸の内一丁目六番一 号先(防災新館東側出入 口)	当該道路 上に表示 した位置	甲府	令和元年十二月 一九日 告示第九二号
----	------------------------	-----------------------------------	----------------------	----	--------------------------

別表第四十の一の項を次のように改める。

一	削除			甲府	令和元年十二月 一九日 告示第九二号
---	----	--	--	----	--------------------------